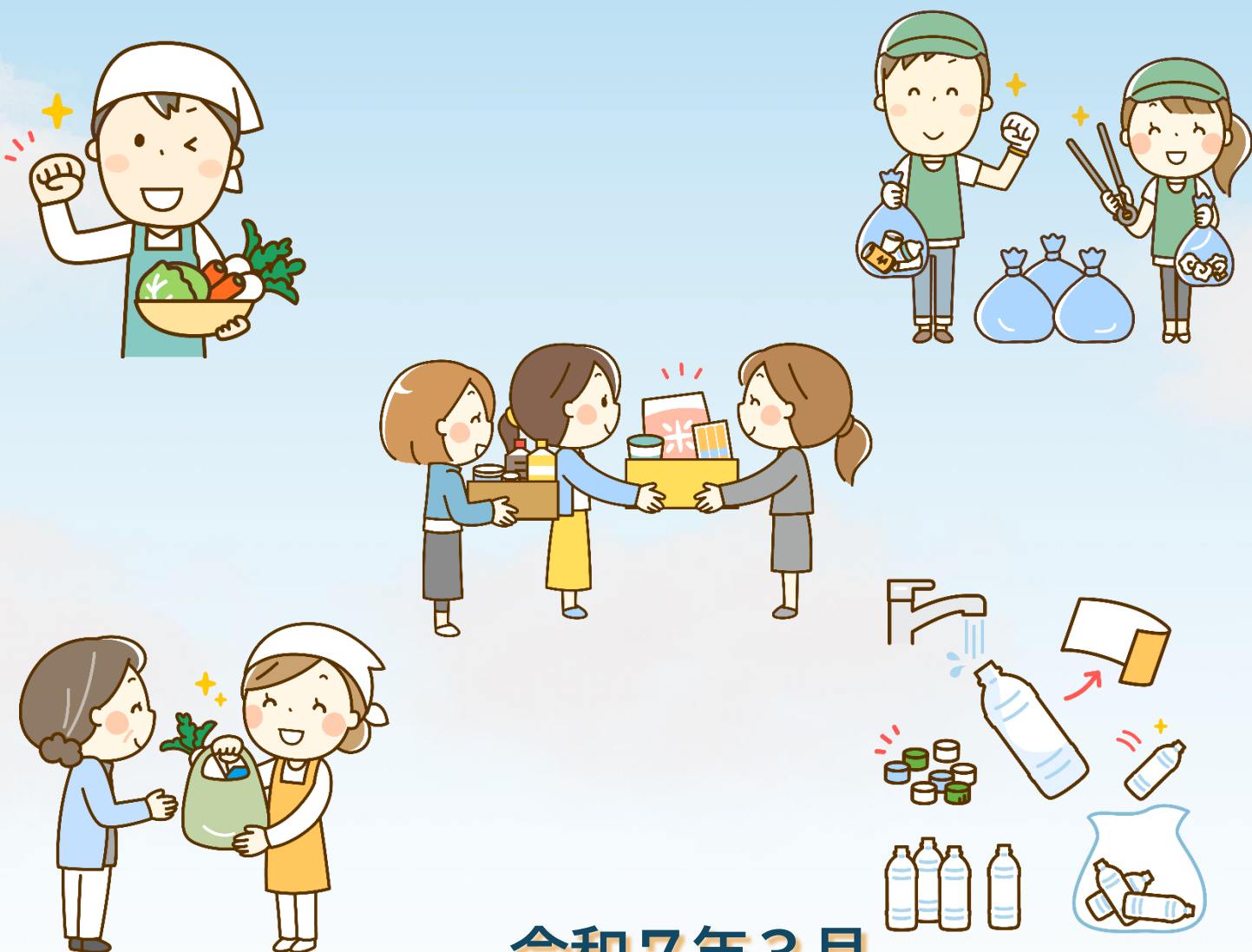


島本町 一般廃棄物処理基本計画 【概要版】



令和7年3月

基本計画の概要

計画の目的

- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に基づき策定するものです。
- 令和2年3月に「島本町一般廃棄物処理基本計画」を策定し、計画に基づきごみの減量・資源化に取り組むとともに、適正な生活排水処理を推進してきました。
- 策定から5年が経過し、これまでの取り組みを評価・見直しするとともに、新たに「食品ロス削減推進計画」を組み入れ、計画を改定しました。
- 住民、事業者、町、それぞれが取り組むべき内容を示すものです。

計画の期間

令和7年度 — 令和16年度

ポイント

令和7年度を初年度とした10年間の計画

中間目標年度 → 令和11年度

計画目標年度 → 令和16年度



ごみ処理基本計画

1. 目標

指標	実績 (令和5年度)	目標値 (令和16年度)	
1人1日当たりの 家庭系燃えるごみ収集量	411.5 g/人・日	397.3 g/人・日 (約3.4%削減)	玉ねぎ 約2コ分
1人1日当たりの 資源ごみ収集量	47.3 g/人・日	61.5 g/人・日 (約30%増量)	新聞紙 約3.5枚分

※玉ねぎ1玉：約200g、新聞紙1枚：約17g

2. 課題

1 リサイクル率の向上

循環型社会の実現に向け、ごみを減量し、リサイクル率を向上する必要がある。

2 食品ロス削減の取組

国や県、その他の団体と連携を図りながら、食品ロス削減の取組を発展させていく必要がある。

3 施設の老朽化

広域化のめどが立つまでは、清掃施設の長寿命化を図る必要がある。

4 災害対策の強化

災害発生時には、迅速に災害廃棄物を処理する必要があることから、平時から災害に備えて対策をしていく必要がある。

5 脱炭素社会の実現

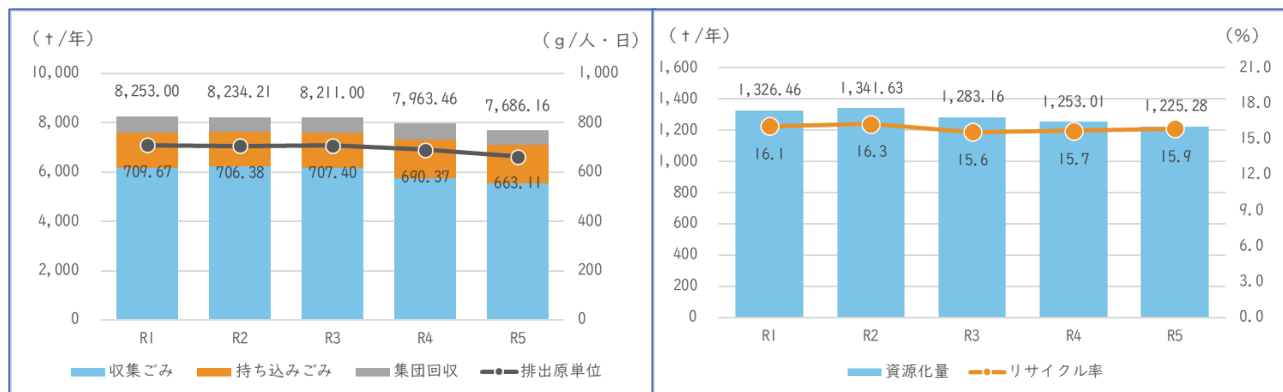
プラスチックをはじめとしたごみの減量・資源化を進め、焼却処理量を削減していくことは、脱炭素社会の実現に不可欠となっている。

3. ごみ発生量の動向

ごみ量は、令和元年度から令和3年度までは増加傾向、令和4年度以降は減少傾向にあります。

集団回収量は、令和元年度から令和5年度にかけて減少傾向にあります。

資源化量は令和3年度以降減少傾向、リサイクル率は令和2年度以降ほぼ横ばい傾向となっています。



4. 基本理念



循環型社会・脱炭素社会・自然共生社会の実現

基本方針1 4R+Renewableの推進

④e f u s e リフューズ 不要なものをもらわないこと

④e d u s e リデュース できるだけごみを出さないこと

④e u s e リユース くり返し使うこと

④e c y c l e リサイクル ごみを資源として再生すること

+ ④e n e w a b l e リニューアブル

プラスチックの再生素材や
再生可能資源への置き換えを推進すること

基本方針2 ごみの適正な処理・処分の検討

5. 町・住民・事業者の役割

リフューズ

リデュース

町の役割

- 関係する団体と協力して、啓発活動を行うこと
- 講習会や見学会を開催すること
- 生ごみを減らすための対策を強化すること
- エコクッキングやフードドライブといったイベントを実施すること、作りすぎないレシピの情報を発信し、食品ロスの削減を推進すること
- 公共施設に無料給水機を設置し、マイボトル利用を促進すること
- 環境教育やボランティア活動の場を提供すること
- 再生素材や再生可能資源素材の製品の使用を推進し、リニューアブルの取組を紹介すること

住民の役割

- マイバッグやマイボトルを持ち歩き、使い捨てのプラスチックをできる限り使わないようにしましょう
- 生ごみをしっかり水切りしてから捨てましょう
- 生ごみ処理機などを活用して堆肥にし、生ごみを減らしましょう
- ごみを減らすためのアイデアについて、PR活動をしましょう
- 食べ残しなどが発生しないように料理は食べられる量だけ作るなど、食品ロスを減らすことに努めましょう



事業者の役割

- ごみの発生・排出抑制と再利用を推進しましょう
- 使い捨て容器の削減や再生資源の活用への取り組みましょう
- 飲食店では小盛りメニューや持ち帰りパックを導入し食品ロスを削減しましょう
- フードバンクやフードドライブへの寄付を通じ、食品ロス対策を実施しましょう



町の役割

- 民間事業者と協力し、一度に複数のリユースショップからの買い取り価格を比較し、手間なく売却できるリユースプラットフォームの活用を検討すること
- フリーマーケットの開催を支援すること
- リユース製品や詰め替え製品などについての情報提供やさらなる普及啓発を行うこと



住民の役割

- リターナブル容器に入った製品を選び、使い終わった後は、リユース回収に出しましょう
- フリーマーケットやリサイクルショップを活用しましょう



事業者の役割

- 使用済の製品やその部品等を繰り返し使用することができるよう、製品の提供、修理・診断技術の開発、リマニュファクチャリング等の取り組みを行いましょう



リサイクル

町の役割

- 燃えるごみで収集している雑紙（お菓子の箱、包み紙、ティッシュの箱、レシートなど）を古紙として収集し、資源化に向けた検討を進めること
- 資源化に関する啓発活動や資源物の集団回収の支援すること
- 再生品利用に関する情報の提供すること
- 一般家庭から排出されるペットボトルのリサイクルの推進すること



住民の役割

- 環境にやさしい商品を購入しましょう
- 地域での集団回収への参加しましょう
- 資源になるものを店頭回収に持っていきましょう



事業者の役割

- ごみの発生・排出抑制・再利用に取り組みましょう
- 使い捨て容器の製造自粛や長寿命製品の開発や再生資源を使用した製品を開発しましょう



食品ロス削減推進計画

1. 食品ロス削減に向けた方針

基本方針

食品ロスの削減の推進



2. 食品ロスに関する目標

食品ロスの削減目標

国においては食品ロス量の削減について、平成 12 年度から令和 12 年度までの 30 年間で半減させることを目指していることから、本町では食品ロス発生量を 10 年間で 17% の削減することを目標とします。

指標	目標値（令和 16 年度）
食品ロス発生量	752.62 + / 年

食品ロス問題を認知して削減に取り組む住民の割合

国においては食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を 80% とすることとし、第 4 次食育推進基本計画では、令和元年度の 76.5% から令和 7 年度までに 80% とすることを目指しています。今回の住民アンケートの結果では食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合が 93.1% となっており、本町の住民の食品ロス削減への意欲の高さがわかりました。

引き続き、住民の食品ロスの削減に対する理解の醸成に努め、令和 16 年度に 95% を達成することを目標とします。

指標	目標値（令和 16 年度）
食品ロス問題を認知して削減に取り組む住民の割合	95%

3. 食品ロスに向けた取組

家庭から出る食品ロス

食べ残し、過剰除去、期限切れなどが原因です。削減には必要な量だけ購入し、食べきれる量を調理することが大切です。好みでないものはフードバンクに寄贈することで食品ロスを減らせます。また、食品ロスの削減を進めるために啓発活動や適切な処理方法（例：水切りや生ごみ処理機の使用）を推進します。

事業所から出る食品ロス

商習慣や多量発注、消費者の過度な鮮度志向、食べ残しなどが原因です。賞味期限に対する理解を深め、消費者の行動を見直すことが重要です。事業者との連携や啓発活動を通じて、食品ロス削減に努めます。

生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理の状況

単独処理浄化槽人口及び汲み取りし尿収集人口は減少しており、合併処理浄化槽人口及び公共下水道人口が増加しています。生活排水適正処理率（＝水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口）は増加しており、令和5年度において97.6%（令和元年度比：1.5ポイント向上）となりました。

2. 生活排水処理の基本方針

基本方針1

水環境の保全

基本方針2

河川の環境基準達成のために生活排水適正処理率の向上を図る



3. 生活排水の処理計画

目標

指標	実績 (令和5年度)	目標値 (令和16年度)
計画処理区域内人口	31,670人	31,377人
水洗化・生活排水処理人口	30,910人	30,938人
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	432人	157人
非水洗化人口(汲み取りし尿人口)	328人	282人
生活排水処理率	97.6%	98.6%

- 公共下水道の整備を主体とした施策を展開し、ストックマネジメント計画に基づいた維持・補修に努めます。
- 公共下水道の整備が当分の間見込まれない地域においては、合併処理浄化槽設置の費用を補助し、生活排水処理の適正化に努めていきます。
- 将来的には生活排水適正処理率を100%とすることを目指します。
- 公共用水域の汚濁防止等の観点から油や洗剤等の適正な使用をはじめとする生活排水対策の必要性や浄化槽管理の重要性について、周知徹底を図る広報・啓発活動を推進していきます。

島本町一般廃棄物処理基本計画概要版 令和7年3月

発行：大阪府島本町

〒618-8570 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号

TEL (075) 962-2863 FAX (075) 961-6298

編集：島本町 都市創造部 環境課

